



名古屋市  
消費生活センター  
マスコットキャラクター  
コアラのハッピー

# くらしのほっと通信

**18歳から 自分の意思で  
自由に契約**できる!

親の承諾は  
いらない!

★ 脱毛エステ ★

クレジットカード



スマートフォン



ネット通販



賃貸住宅



**自分の契約は、自分の責任!**

18歳になると未成年者取消しはできません

500円で1回だけ試してみよう  
とダイエットサプリを頼んだら、  
定期購入になっていて3万円も  
請求された!

ネットでスニーカーを注文した。  
もっと安いサイトを見つけたので  
キャンセルしたいが、できないと  
言われた!



無料カウンセリングのつもりで  
脱毛エステに行ったら、断り切れず  
60万円の全身コースを契約して  
しまった!

「就活に役立つ」と言われ、  
お金を借りて、50万円のセミナー  
を契約してしまった!

契約は口約束でも成立する「法的責任をとる約束」です  
いったん成立すると、**簡単にやめることはできません**



ください  
申込みの意思表示

意思表示の合致

かしこまりました  
承諾の意思表示



**契約成立**

**よくわからない契約はしない!  
迷ったときは、いったん断る!**

あなたも加害者に!?

# SNSで知り合った人に誘われて...

トラブル多発!

~怪しいもうけ話を持ちかけられたら要注意!~

1 SNSで知り合った人から「かせげる」話を聞き、詳しく聞いてみることにした



2 紹介された人と喫茶店で会い、「かせげる」情報の勧誘を受けた



4 もうからずに困っているとSNSなどで勧誘するよう言われた



3 スマホで消費者金融から借りる手続きをし、「かせげる」情報を購入した



おかしいと気づくポイント

簡単に「かせげる」話

リスクのない「投資」



借金を勧められる

もうかる仕組みが不明瞭

なりすまして勧誘させられる

ひとつでもあてはまるなら

その場を離れる  
SNSをブロックする  
きっぱり断る  
お金を渡さない

## 利用のご案内

消費生活相談

☎ 052-222-9671

- 月～土曜日(祝休日、年末年始を除く)
  - 9:00～16:15
- ※架空請求、多重債務に関する相談等も受付しています

くらしの情報プラザ

くらしに役立つ幅広い情報を提供しています。

- 開館時間 ● 月～土曜日 ● 9:00～17:00
- 祝休日、年末年始を除く

☎ 052-222-9677

消費者ホットライン

局番なしの 188

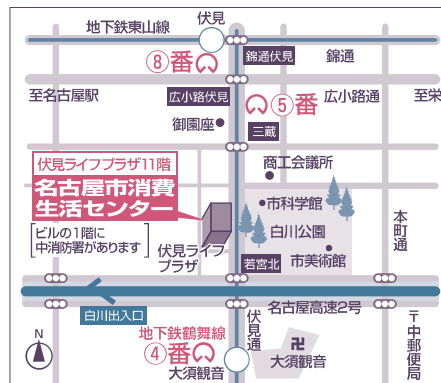
- 年末年始を除く毎日

お近くの消費生活相談窓口につながります

## 名古屋市消費生活センター

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階  
TEL(052)222-9679 FAX(052)222-9678

URL <https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/> 名古屋市消費生活センター 検索



- 地下鉄「伏見」から南へ350m
  - 地下鉄「大須観音」から北へ450m
- ※公共交通機関をご利用ください。